加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び確認資料を提出したときに限り、東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　電話022―225―2171）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑮　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroyuki Kawataki Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract :

①Construction work of the pavement for the Osone area in Route 45

②Construction work of the pavement for the Otsuchi area in Route 45

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 18 May 2017

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 24 July 2017 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 24 July 2017 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 24 July 2017)

(6)　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成29年７月24日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成29年５月18日午後３時まで

③　入札の締切　平成29年７月24日午後４時まで

④　開札日時　平成29年７月31日

①工事　国道45号大槌地区舗装工事　午前10時30分

②工事　国道45号大曽根地区舗装工事　午後１時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成29年７月５日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年４月 25 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局副局長　小谷野喜二

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

○第１号

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　小名浜港東港地区航路・泊地（－18m）浚渫工事

(3)　工事場所　福島県いわき市小名浜港港内

(4)　工事内容　浚渫工　１式、土捨工　１式

(5)　工期　契約締結日から平成30年２月28日まで

(6)　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7)　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

(8)　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(9)　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。

⑩　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する対象工事である。

⑪　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」を選択することができる試行工事である。

⑫　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⑬　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。

⑭　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

(3)　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、950点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を850点以上とする。

(4)　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　平成14年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・海上において、ポンプ浚渫船により純土量130,000㎥以上の浚渫又は床掘を施工した工事

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・海上において、ポンプ浚渫船により浚渫又は床掘を施工した工事